

船舶事故調査報告書

平成31年3月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|-------------|--|
| 事故種類 | 乗組員負傷 |
| 発生日時 | 平成30年6月24日 06時00分ごろ |
| 発生場所 | 三重県 ^{たいき} 大紀町 ^{こめしま} 米島北方沖 米島灯台から真方位020° 1,000m付近 (概位 北緯34°12.1′ 東経136°24.4′) |
| 事故の概要 | 漁船第一 ^{にしき} 錦丸は、定置網の撤去作業中、船長が負傷した。 |
| 事故調査の経過 | 平成30年7月9日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | 漁船 第一錦丸、2.7トン |
| 船舶番号、船舶所有者等 | ME3-60820、 ^{にしきおおしき} 錦大敷株式会社 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、一級小型・特殊・特定 |
| 負傷者 | 軽傷 1人（船長） |
| 損傷 | なし |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：波向 西、波高 約0.5～1.0m、潮汐 下げ潮の中央期 潮流 西流約2～3ノット |
| 事故の経過 | <p>本船は、船長ほか2人が乗り組み、米島北方沖において、船首を西方に向けて主機を中立運転とし、漂泊して定置網の撤去作業を行っていた。</p> <p>本船は、船長が、甲板員2人を船首甲板で休憩させ、船尾甲板で‘定置網の垣網を引っ張っている浮子の付いたロープとアンカーロープの結び目’（以下「本件結び目」という。）を解く作業を行っていたところ、潮流の影響でアンカーロープが緊張し、左手の指先が本件結び目に挟まれた。</p> <p>船長は、携帯電話で会社に連絡して大紀町錦漁港に向かい、会社からの要請を受けて同漁港に来ていた救急車で病院に搬送され、左薬指末節部^{はくだつ}剥脱損と診断された。</p> <p>船長は、定置網漁の経験が約3年あった。</p> <p>船長は、ゴム手袋、ゴム長靴、ヘルメット、カップの上下及び救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、本事故当時、本件結び目を解く作業を行う前に浮子の付いたロープ及びアンカーロープを固定していなかった。</p> |
| 分析 | 本船は、米島北方沖において、定置網の撤去作業中、船長が、浮子の付いたロープとアンカーロープとを固定せずに本件結び目を解く作業を行っていたことから、潮流によりアンカーロープが緊張した際、左手の指先が本件結び目に挟まれて負傷したものと考えられる。 |

| | |
|--------------|---|
| 原因 | 本事故は、本船が、米島北方沖において、定置網の撤去作業中、船長が、浮子の付いたロープとアンカーロープとを固定せずに本件結び目を解く作業を行っていたため、潮流によりアンカーロープが緊張した際、左手の指先が本件結び目に挟まれたことにより発生したものと考えられる。 |
| 再発防止策 | 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 定置網の撤去作業中、ロープを解く作業を行う際は、各ロープを固定しておくこと。 |